

(目的)

第1条 この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)の定めるところにより、市内における廃棄物の排出を抑制し、及び適正処理を行い、並びに生活環境を清潔にして、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため必要な事項を定めることを目的とする。

(市民及び事業者の責務)

第2条 市民は、廃棄物の排出を抑制し、廃棄物の再生利用を図り、廃棄物を分別して排出し、その生じた廃棄物をなるべく自ら処分すること等により、廃棄物の減量その他その適正な処理に関し市の施策に協力しなければならない。

2 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

3 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自ら処理しがたい場合には、廃棄物の処理を業として行うことができるものに委託することにより適正に処理しなければならない。

4 事業者は、過大包装の回避、再利用又は下取りによる回収等に努めるとともに、その事業活動に伴って生じた廃棄物を再生利用する等により減量するよう努めなければならない。

5 事業者は、その製造、加工、販売等に係る製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。

6 事業者は、第2項から前項までに定めるもののほか、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し市の施策に協力しなければならない。

(清潔の保持)

第3条 土地又は建物の占有者(占有者がいない場合は、管理者とする。以下同じ。)は、その占有し、又は管理する土地又は建物の清潔を保つように努めなければならない。

2 建物の占有者は、市長の定める計画に従い、大掃除を実施しなければならない。

3 空地又は空家等の占有者は、みだりに廃棄物が捨てられないよう適正な管理に努めなければならない。

4 何人も、道路、河川、港湾、公園、広場、海水浴場、キャンプ場その他の公共の場所を汚さないようにしなければならない。

5 前項に規定する場所の管理者は、当該管理する場所の清潔を保つように努めなければならない。

(投棄の禁止)

第4条 何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。

(一般廃棄物の処理計画)

第5条 市長は、法第6条第1項の規定により、市の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めるものとする。

2 前項の計画は、一般廃棄物の処理に関する基本的な事項について定める基本計画及び基本計画の実施のため必要な毎年度の事業について定める実施計画とする。

3 市長は、前項の実施計画を定めた場合及び当該実施計画を変更(軽易な変更を除く。)した場合は、これを告示するものとする。

(一般廃棄物の適正処理)

第6条 土地又は建物の占有者は、その土地又は建物内の一般廃棄物のうち生活環境の保全上支障のない方法で容易に処分することができる一般廃棄物は、できるだけ自ら処分するよう努めなければならない。

2 自ら処分しない一般廃棄物については、可燃物と不燃物及び粗大ごみ等に区別し、可燃物と不燃物は、各別の容器に収納するほか、これらの廃棄物及び粗大ごみ等は、所定の場所に搬出する等市長の定める方法に従わなければならない。

(事業活動に伴い生ずる一般廃棄物等の処理)

第7条 前条第2項の規定にかかわらず、事業活動に伴い生ずる一般廃棄物、事業活動以外より生ずる多量の一般廃棄物、特別管理一般廃棄物及び適正処理困難物(一般廃棄物のうち有毒性若しくは危険性を有するもの又は著しく悪臭を発するものその他市の行う収集、運搬又は処分に支障を及ぼすものと認められるものをいう。)は、別に市長が定める方法により、適正に処理しなければならない。

(一般廃棄物の処理手数料)

第8条 本市は、一般廃棄物の処理を求める者から次の各号に掲げる手数料(消費税及び地方消費税相当額を含む。以下同じ。)を徴収する。

(1) ごみ処理手数料 10キログラムにつき100円(10キログラム未満のもの又は10キログラム未満の端数は、10キログラムとして計算する。)

(2) し尿くみ取手数料 20リットルにつき100円(20リットル未満のもの又は20リットル未満の端数は、20リットルとして計算する。)

(3) 浄化槽汚泥処分手数料 100リットルにつき40円(100リットル未満のもの又は100リットル未満の端数は、100リットルとして計算する。)

(4) し尿処分手数料 100リットルにつき40円(100リットル未満のもの又は100リットル未満の端数は、100リットルとして計算する。)

(手数料の減免)

第9条 市長は、天災その他特別の理由があると認めるときは、手数料を減免することができる。

(市の産業廃棄物の処理)

第10条 市長は、規則で定める産業廃棄物を第5条に規定する一般廃棄物の処理に関する計画に含めて処理する。

(産業廃棄物の処理手数料)

第11条 本市は、前条に規定する産業廃棄物の処理を求める者から手数料として、10キログラムにつき100円(10キログラム未満のもの又は10キログラム未満の端数は、10キログラムとして計算する。)を徴収する。

(手数料の減額)

第12条 市長は、特別の事情があると認めるときは、規則の定めるところにより前条の手数を減額することができる。

第13条 削除

(報告の徴収)

第14条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者、一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集、運搬若しくは処分を業とする者又は一般廃棄物処理施設若しくは産業廃棄物処理施設の管理者から、別に定めるところにより報告を求めることができる。

(技術管理者の資格)

第15条 法第21条第3項の規定による条例で定める資格は、次のとおりとする。

(1) 技術士法(昭和58年法律第25号)第2条第1項に規定する技術士(化学部門、上下水道部門又は衛生工学部門に係る第2次試験に合格した者に限る。)

(2) 技術士法第2条第1項に規定する技術士(前号に該当する者を除く。)であつて、1年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

(3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号)第8条の17第2号イからチまでに掲げる者

(4) 前3号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者

(補則)

第16条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第8条第1項の手数料のうちごみ処理手数料に係る規定及び第12条第1項の産業廃棄物処理手数料に係る規定については、昭和47年6月1日から施行する。

2 姫路市清掃条例(昭和29年姫路市条例第29号。以下「旧条例」という。)は、廃止する。

3 この条例の施行前に旧条例第4条の規定によってなされた汚物取扱業の許可又は許可の申請は、第16条の規定によってなされた一般廃棄物処理業の許可又は許可の申請とみなす。

(4町の編入に伴う経過措置)

4 次の表の左欄に掲げる区域において排出される一般廃棄物(第7条に規定する一般廃棄物に限る。)を当該区域において市が処理する場合のごみ処理手数料の金額は、当分の間、第8条第1号の規定にかかわらず、それぞれ同表右欄に定める金額とする。

区域	金額
編入前の家島町の区域	次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額 (1) 最大積載量が350キログラム以下の自動車では搬入する場合 1台につき1,575円 (2) 最大積載量が350キログラムを超え2,000キログラム以下の自動車では搬入する場合 1台につき5,250円 (3) 最大積載量が2,000キログラムを超え4,000キログラム以下の自動車では搬入する場合 1台につき10,500円
編入前の安富町の区域	1トンにつき3,150円(1トン未満のもの又は1トン未満の端数は、1トンとして計算する。)

附 則(昭和50年10月4日条例第37号)

この条例は、昭和51年1月1日から施行する。

附 則(昭和51年4月1日条例第17号)

この条例は、昭和51年5月1日から施行する。

附 則(昭和55年3月31日条例第17号)

この条例は、昭和55年5月1日から施行する。

附 則(昭和60年9月27日条例第24号)

1 この条例は、昭和60年10月1日から施行する。

附 則(昭和61年3月26日条例第13号)

この条例は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則(平成3年12月20日条例第35号)

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則(平成4年3月26日条例第4号)

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則(平成4年10月2日条例第39号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成9年3月31日条例第3号)

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成12年3月29日条例第5号)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成12年3月29日条例第25号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。ただし、第8条の改正規定中ごみ処理手数料に係る部分及び第11条の改正規定については、同年5月1日から施行する。

附 則(平成13年3月28日条例第32号)

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成16年3月29日条例第11号)

この条例は、平成16年5月1日から施行する。ただし、第8条第1号及び第11条の改正規定については、同年7月1日から施行する。

附 則(平成17年12月20日条例第88号)

この条例は、平成18年3月27日から施行する。

附 則(平成24年3月27日条例第15号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第8条第1号及び第11条の改正規定は、同月2日から施行する。

附 則(平成25年3月27日条例第16号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年12月20日条例第59号)

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(一時的に設置される便所に係るし尿くみ取手数料の還付)

2 市長は、平成31年3月31日までの間は、この条例の施行の際既に徴収済みであるこの条例による改正前の姫路市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第8条第2号ただし書に規定するし尿くみ取手数料については、規則で定めるところにより、還付することができるものとする。

附 則(平成29年3月28日条例第8号)

この条例中第8条第1号の改正規定は平成29年4月1日から、同条第2号から第4号まで及び第9条の改正規定は平成29年10月1日から施行する。